

令和5(2023)年度 第1回 栃木県生活交通対策協議会 次第

日 時：令和5(2023)年6月8日(木) 14:00～

場 所：栃木県庁本庁舎6階大会議室2

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

【協議事項】

- (1) 令和6(2024)年度地域間幹線系統確保維持計画の策定について
- (2) 「とちぎの公共交通」(令和4(2022)年度版)の発行について

【説明事項】

- (1) 地域公共交通再構築事業(社会資本整備総合交付金)の創設について
- (2) 栃木県地域公共交通計画(仮称)の策定について
- (3) 交通事業者を対象とした支援事業について
- (4) 栃木県ABCプロジェクトの推進について

4 その他

5 閉 会

【配付資料】

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 資料 1-1 | 令和6(2024)年度地域間幹線系統確保維持計画の策定について |
| 資料 1-2 | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 |
| 資料 1-3 | 令和6(2024)年度運行事業者と対象系統、対象市町一覧 |
| 資料 1-4 | 対象系統に係る意見について |
| 資料 1-5 | 地域間幹線系統確保維持計画(関東自動車株式会社) |
| 資料 1-6 | 地域間幹線系統確保維持計画(ジェイアールバス関東株式会社) |
| 資料 1-7 | 地域間幹線系統確保維持計画(日光交通株式会社) |
| 資料 1-8 | 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について |
| 資料 2 | 「とちぎの公共交通」(令和4(2022)年度版)の発行について |
| 資料 3 | 地域公共交通再構築事業(社会資本整備総合交付金)の創設について |
| 資料 4 | 栃木県地域公共交通計画(仮称)の策定について |
| 資料 5 | 交通事業者を対象とした支援事業について |
| 資料 6 | 栃木県ABCプロジェクトの推進について |

栃木県生活交通対策協議会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 県内における生活交通の維持、改善及び充実に図り、持続可能な生活交通ネットワークの構築に必要な協議を行うために、栃木県生活交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス」という。）に係る路線の休止又は廃止の申出に伴う対応に関する事。
- (2) 生活交通に係る支援に関する事。
- (3) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（以下「国庫協調補助要領」という。）第2条第4号及び栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領（以下「県単補助要領」という。）第2条第4号に規定する生活バス路線の指定に関する事。
- (4) 国庫協調補助要領第18条第1項及び県単補助要領第18条第1項に規定する特定課題系統の選定に関する事。
- (5) 国庫協調補助要領第19条第4項及び県単補助要領第19条第4項に規定する改善計画の承認に関する事。
- (6) 生活交通の維持、改善及び充実に係る広域的な取組に関する事。
- (7) その他、生活交通の維持、改善及び充実に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、別表1の委員によって構成する。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は栃木県県土整備部長を、副会長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長をもってあてる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議等)

第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集するものとする。

- 2 協議会の議長は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
- 4 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 協議会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会の会議、議事録要旨及び資料は原則公開とする。ただし、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認めら

れる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

(分科会)

第6条 協議会には、次に掲げる事項の協議を行わせるため、分科会を置く。

- (1) 第2条第1号に規定する路線の休廃止に関すること。
 - (2) 第2条第3号に規定する生活バス路線指定に関すること(関係者(この号において、知事及び関係市町村長をいう。)間で、国庫協調補助要領第2条第4号又は県単補助要領第2条第4号の意見が一致しない場合に限る。)
 - (3) 第2条第5号に規定する改善計画の承認に関すること(別表2に掲げる委員間の意見が一致しない場合に限る。)
 - (4) その他、会長が分科会での協議が適当と認める事項に関すること
- 2 分科会は、別表2の委員によって構成する
 - 3 分科会に、座長及び副座長を置く。
 - 4 座長は、栃木県県土整備部交通政策課長を、副座長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官をもってあてる。
 - 5 座長は分科会を代表し、会務を統括する。
 - 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 7 分科会は、必要に応じて座長が招集する。
 - 8 座長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
 - 9 協議会は、分科会の決定事項を協議会の決議とすることができる。

(その他の協議)

第7条 会長は、別途必要に応じて、関係者による協議の場を設けることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

(別表1)

栃木県生活交通対策協議会構成員

- ・ 栃木県県土整備部長
- ・ 国土交通省関東運輸局自動車交通部長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長
- ・ 県内市町村生活交通担当部長（ただし、担当する部がない場合は、担当課長とする。）
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 一般社団法人栃木県タクシー協会専務理事
- ・ 県内一般乗合運送事業者乗合担当部長
- ・ 栃木県交通運輸産業労働組合協議会議長

(別表2)

栃木県生活交通対策協議会分科会構成員

- ・ 栃木県県土整備部交通政策課長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官
- ・ 関係市町村生活交通担当課長
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 関係一般乗合運送事業者乗合担当課長

栃木県生活交通対策協議会委員名簿

R5(2023).4.1現在

No.	所 属	役 職	備 考
1	栃木県	県土整備部長	会 長
2	関東運輸局	自動車交通部長	
3	関東運輸局栃木運輸支局	支局長	副会長
4	宇都宮市	総合政策部長	
5	足利市	生活環境部長	
6	栃木市	生活環境部長	
7	佐野市	都市建設部長	
8	鹿沼市	市民部長	
9	日光市	建設部長	
10	小山市	都市整備部長	
11	真岡市	総合政策部長	
12	大田原市	市民生活部長	
13	矢板市	市民生活部長	
14	那須塩原市	市民生活部長	
15	さくら市	総合政策部長	
16	那須烏山市	まちづくり課長	
17	下野市	市民生活部長	
18	上三川町	地域生活課長	
19	益子町	総務部長	
20	茂木町	企画課長	
21	市貝町	企画財政課長	
22	芳賀町	建設産業部長	
23	壬生町	総務部長	
24	野木町	産業建設部長	
25	塩谷町	くらし安全課長	
26	高根沢町	地域安全課長	
27	那須町	ふるさと定住課長	
28	那珂川町	生活環境課長	
29	(一社)栃木県バス協会	専務理事	
30	(一社)栃木県タクシー協会	専務理事	
31	関東自動車(株)	路線バス部部长	
32	ジェイアールバス関東(株)	取締役運輸営業部長	
33	日光交通(株)	専務取締役	
34	東武バス日光(株)	取締役運輸統括部長	
35	しおや交通(株)	代表取締役	
36	足利中央観光バス(株)	代表取締役	
37	栃木県交通運輸産業労働組合協議会	議長	

令和 6 (2024) 年度地域間幹線系統確保維持計画の策定について

1 概要

地域間幹線系統確保維持計画は、国の「地域公共交通確保維持改善事業」にあるメニューのひとつである「地域間幹線系統確保維持補助金」の交付を受ける際に必要な計画であり、協議会で計画を策定し、国土交通大臣に申請するもの。

2 令和 6 (2024) 年度計画の概要

事業者名	運行 系統数	うち みなし系統	計画に基づく 国庫補助額 (千円)
関東自動車株式会社	27	5	109,840
ジェイアールバス関東株式会社	1	0	5,706
日光交通株式会社	3	2	2,001
合計	31	7	117,547

3 主な補助要件

- ・ 路線定期運行に係るもの。
 - ・ 複数市町にまたがるもの。(平成 13 年 3 月 31 日時点で判定)
 - ・ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のもの。
 - ・ 次のいずれかへの需要に対応して設定されるもの。
 - ① 広域行政圏の中心市町村への需要
 - ② 都道府県所在地への需要
 - ③ 広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると協議会が認めたものへの需要
- ※ 旧氏家町、旧西那須野町について、③に該当するものとして取り扱う

4 みなし系統について

複数の類似系統があり、以下の基準に該当する場合、同一の補助系統とみなされる(みなし系統)。

主系統のキロ程が 10km 未満	主系統と異なる区間のキロ程が <u>1 km 以内(※)</u> のもの (※) 協議会が認める場合、「2 km 以内」に読み替え
主系統のキロ程が 10km 以上	主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の <u>10%以内かつ 10km 以内(※)</u> のもの (※) 協議会が認める場合、「20%以内かつ 20km 以内」に読み替え

【令和 6 年度計画におけるみなし系統】

事業者名	主系統	みなし系統
関東自動車	JR 宇都宮駅～日光東照宮	JR 宇都宮駅～篠井ニュータウン～日光東照宮
		JR 宇都宮駅～篠井ニュータウン～JR 日光駅
		JR 宇都宮駅～JR 日光駅
	JR 宇都宮駅～今市車庫	JR 宇都宮駅～篠井ニュータウン～今市車庫
	駒生営業所～屋板～上三川車庫	駒生営業所～健康の森～上三川車庫
日光交通	鬼怒川温泉駅～イオン今市	鬼怒川温泉駅～獨協医大日光医療センター
		鬼怒川温泉駅～下今市駅

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

平成23年	3月30日	国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号
平成23年	5月27日	国総計第 14号 国空事第118号
平成23年	7月22日	国総支第 4号 国自旅第 11号
平成23年	9月30日	国総支第 20号 国自旅第 50号
平成24年	3月30日	国総支第 60号 国自旅第201号 国空環第 91号
平成24年	4月16日	国総支第 7号 国自旅第 36号
平成24年	11月19日	国総支第 43号 国自旅第325号
平成25年	5月 8日	国総支第 8号 国鉄事第 28号 国自旅第 21号 国海内第 10号
平成25年	7月19日	国総支第 35号 国自旅第 70号
平成26年	3月28日	国総支第 87号 国鉄都第131号 国鉄事第397号 国自旅第619号 国海内第 93号 国空環第 94号
平成26年	5月21日	国総支第 12号
平成27年	4月 9日	国総支第 65号 国鉄都第131号 国鉄事第330号 国自旅第380号 国海内第118号 国空環第 91号

平成28年	3月31日	国総支第 60号 国鉄都第127号 国鉄事第470号 国自旅第407号 国海内第136号 国空事第7235号 国空環第 76号
平成28年	11月28日	国総支第 45号 国鉄都第 75号 国鉄事第200号 国自旅第210号 国海内第109号 国空環第 56号
平成29年	6月 9日	国総支第 15号 国鉄都第 38号 国鉄事第 57号 国自旅第 51号 国海内第 39号 国空事第208号
平成29年	8月 2日	国総支第 31号 国自旅第103号
平成30年	4月19日	国総支第 68号 国鉄都第195号 国自旅第308号 国海内第195号 国空事第1111号
平成30年	10月25日	国総支第 33号 国総安政第65号
平成31年	2月25日	国総支第 46号 国鉄都第128号 国鉄事第324号 国自旅第249号
平成31年	4月24日	国総支第 1号 国自旅第 2号
令和 2年	2月 5日	国総地第 57号 国総交第 97号 国鉄都第111号 国鉄事第361号 国自旅第253号
令和 2年	4月 2日	国総地第 80号

			国鉄都第265号
			国自旅第334号
令和	2年	6月22日	国総地第33号
			国総安政第22号
令和	2年	7月1日	国総地第34号
			国総マ第16号
			国鉄事第87号
			国自旅第78号
			国海内第29号
			国空事第414号
令和	3年	2月16日	国総地第96号
			国鉄事第633号
			国自旅第406号
			国海内第208号
			国空事第1627号
令和	3年	4月5日	国総地第121号
			国自旅第504号
			国海内第234号
令和	4年	2月15日	国総地第61号
			国鉄総第385号
			国鉄都第155号
			国自旅第462号
			国自技環第158号
			国海内第272号
令和	4年	2月18日	国総地第63号
			国鉄事第632号
			国自旅第468号
			国海内第275号
			国空事第1317号
令和	4年	3月29日	国総地第75号
			国自旅第516号
令和	4年	5月23日	国総地第19号
			国自旅第53号
令和	4年	6月6日	国総地第23号
			国総バ第58号
			国自旅第67号
			国自技環第26号
令和	5年	3月3日	国総地第91号
			国自旅第476号
令和	5年	3月9日	国総地第95号

国自旅第490号
令和 5年 3月24日 国総地第107号
国鉄総第492号
国鉄都第218号
国鉄事第827号
国自旅第530号
国自技環第208号
国海内第241号
国空事第1249号
令和 5年 3月28日 国総地第120号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和27年法律第226号）及び同法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

目次

第1編 共通事項（第1条－第3条）

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通（第4条－第25条の16）

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

第3節 車両減価償却費等国庫補助金

第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金

第5節 貨客混載導入経費国庫補助金

第2章 離島航路（第26条－第58条）

第1節 総則

第2節 離島航路運営費等補助金

第3節 離島航路構造改革補助金

第3章 離島航空路（第59条－第73条）

第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

第1章 バリアフリー化設備等整備事業（第74条－第91条）

第2章 利用環境改善促進等事業（第92条－第97条）

第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第98条－第105条）

第4編 地域公共交通調査等事業

第1章 地域公共交通調査事業（第106条－第123条）

第1節 地域公共交通計画策定事業

- 第2章 地域公共交通利便増進事業（第127条―第132条）
 - 第1節 利便増進計画策定事業
 - 第2節 利便増進計画推進事業
- 第3章 地域旅客運送サービス継続推進事業（第132条の2―第132条の7）
 - 第1節 運送継続計画策定事業
 - 第2節 運送継続計画推進事業
- 第4章 地域公共交通バリアフリー化調査事業
 - 第1節 移動等円滑化促進方針策定事業（第133条―第135条）
 - 第2節 移動等円滑化基本構想策定事業（第136条―第138条）

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（第3条第2項を除き、以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。
- 四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて

実施される事業をいう。

五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業（ロ、次号イ及び第九号イに掲げるものを除く。）

ロ 地域公共交通計画を策定するために必要な調査を行う事業

八 「地域公共交通利便増進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業

ロ 利便増進計画（活性化法第27条の17の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26-1の利便増進計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業

九 「地域旅客運送サービス継続推進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 活性化法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「運送継続計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業

ロ 運送継続計画（活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第132条の3及び別表26-2の運送継続計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業

十 「地域公共交通バリアフリー化調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査を行う事業

ロ バリアフリー法第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想を策定するために必要な調査を行う事業

2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。）を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。）。

- 3 協議会、都道府県又は市区町村は、第1項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む）を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第5条の外客来訪促進計画が策定されているときは同計画と整合性のとれたものでなければならない。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
 - 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
 - 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
 - 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者
- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会（以下「活性化法法定協議会」という。）にあつては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。
- 3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあつては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。
- 4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。
- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

（補助対象事業者等）

第4条 本節における補助対象事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を経営する者（以下「乗合バス事業者」という。）であつて、活性化法法定協議会で

の議論を経て、第8条第1項に基づき定めた地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者又は地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成した活性化法法定協議会とする。

- 2 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、予算の範囲内において、第6条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

（補助対象期間）

第5条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

（補助対象事業の基準）

第6条 本節における補助対象事業は、別表1に定める要件に適合する運行系統に係る運行であって、かつ、別表2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。

- 2 前項の規定は、利便増進計画又は運送継続計画に地域間幹線系統と位置付けられた運行系統については、当該利便増進計画又は当該運送継続計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表1」とあるのは「別表3」と、「別表2」とあるのは「別表4」と読み替えるものとする。

（地域公共交通計画）

第7条 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
 - 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
 - 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
 - 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービス（活性化法第1条に規定する地域旅客運送サービスをいう。以下同じ。）の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
- 2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。
 - 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者

- 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 別表1の補助対象事業の基準ホただし書（前条第2項の場合においては、別表3の補助対象事業の基準ホただし書）に基づき、活性化法法定協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた運行系統にあつては、当該運行系統の概要
 - 六 別表1の補助対象事業の基準ニ（前条第2項の場合においては、別表3の補助対象事業の基準ニ）に基づき、活性化法法定協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村への需要に対応して設定された運行系統にあつては、当該市町村の一覧
 - 七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（取組内容、実施主体、定量的な効果目標（収支改善率1%以上を原則）、実施時期及びその他特記事項）
- 3 第6条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例（以下この節において「利便増進特例」又は「運送継続特例」という。）を受けようとする場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項及び第2項に掲げる事項のうち利便増進計画又は運送継続計画に記載された事項については、記載を省略することができる。
- 4 活性化法法定協議会は、第2項第二号の運行系統に係る運送予定者の選定に当たっては、これに拠りがたい事情があると大臣が認める場合を除き、サービスの品質・企画内容、価格等を総合的に比較考慮するため、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わなければならない。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。
- 5 補助対象期間の前々補助対象期間及び前々々補助対象期間において、第2項第七号に規定する定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況（当該補助対象期間の収支率がいずれもその前年度の補助対象期間の収支率を下回る状況）となった運行系統にあつては、同号における生産性を向上させる取組の実施状況を踏まえ、当該運行系統の収支率を改善させるための具体的な取組内容及び収支率の改善目標値を記載した「改善計画（2ヶ年計画）」を策定し、地域公共交通計画に添付するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。
- 6 補助対象期間の前補助対象期間の終了時において、前補助対象期間、前々補助対象期間及び前々々補助対象期間のいずれもが、定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況となった運行系統にあつては、前項の改善計画を実施するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。

（地域公共交通計画の認定の申請）

- 第8条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる

事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

- 2 前項の認定の申請は、様式第1-1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日（補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあつては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。
- 3 活性化法法定協議会は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に地域公共交通計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 一 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
 - 三 利便増進特例を受けようとする場合にあつては、認定を受けた利便増進計画の写し及び認定通知書の写し並びに利便増進特例を受けようとする運行系統の再編の概要
 - 四 運送継続特例を受けようとする場合にあつては、認定を受けた運送継続計画の写し及び認定通知書の写し並びに運送継続特例を受けようとする運行系統の概要

（地域公共交通計画の変更）

- 第9条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 2 前項の認定の申請は、様式第1-2による地域公共交通計画変更認定申請書を大臣に提出して行うものとする。
 - 3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

（地域公共交通計画の認定）

- 第10条 大臣は、活性化法法定協議会から第8条第2項の規定に基づく地域公共交通計画認定申請書又は前条第2項に基づく地域公共交通計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第6条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前（第8条第2項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあつては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあつては予定変更日前。次項において同じ。）に認定を行い、当該活性化法法定協議会に通知するものとする。
- 2 活性化法法定協議会は、前項の通知があったときは、当該通知に係る地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。

第32条 第14条の規定は、被災地域鉄道路線代替輸送事業において準用する。

(経過措置)

第33条 令和2年度当初予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例による。

2 附則第23条による補助を受けた被災地域鉄道路線代替輸送事業の完了後において、引き続き当該事業に係る鉄軌道の運行が休止していることに伴い、これに代わる通学又は通勤等の移動手段を確保するため運行する地域内フィーダー系統について、道路運送法第21条第1項第2号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されたときは、第15条第2項の規定にかかわらず、これらの者は、補助対象事業者とする。

(第4編の改正に係る経過措置)

第34条 この要綱の改正の際現に行われている改正前の要綱（以下「旧要綱」という）

第108条（旧要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による補助金交付申請は、改正後の要綱（以下「新要綱」という）第108条（新要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による補助金交付申請とみなす。

2 この要綱の改正の際現に行われている旧要綱第109条第1項（旧要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による交付決定及び通知は、新要綱第109条第1項（新要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による交付決定及び通知とみなす。

3 この要綱の改正の際現に行われている旧要綱第110条第1項（旧要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による交付決定変更の申請は、新要綱第110条第1項（新要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による交付決定変更の申請とみなす。

4 この要綱の改正の際現に行われている旧要綱第111条第1項（旧要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による交付決定の変更及び通知は、新要綱第111条第1項（新要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む）の規定による交付決定の変更及び通知とみなす。

附 則（国総地第121号、国自旅第504号、国海内第234号）

(施行期日)

第1条 この要綱の改正は、令和3年度予算から施行する。ただし、改正後の要綱（以下「新要綱」という。）別表7補助対象事業の基準ハ②（1）及び別表9補助対象事業の基準ハ②（1）に係る改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第十九号）の施行の日から施行する。

(第2編第1章の改正に係る経過措置)

第2条 第2編第1章に規定する事業については、令和6年度予算に係る事業までの間は、なお従前の例によることができる。

(中略)

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (補助対象事業の基準)

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化法法定協議会</p>	<p>補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表 2 に定めるところにより算出される経費</p>	<p>都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に掲載された運行系統の運行のうち、次のイからリまでの全てに適合するもの。</p> <p>イ 乗合バス事業者であって、活性化法法定協議会で議論を経て、第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に記載されている運送予定者による運行であること。</p> <p>ロ 道路運送法施行規則第 3 条の 3 第一号に規定する路線定期運行に係るもの。</p> <p>ハ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定するものとする。</p> <p>ニ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。</p> <p>① 別表 5 に定める広域行政圏の中心市町村への需要</p> <p>② 都道府県庁所在地への需要</p> <p>③ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると活性化法法定協議会が認めたものへの需要</p> <p>ホ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のもの。ただし、活性化法法定協議会が認めた場合は、平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のものとする。</p> <p>ヘ 次式によって算出される補助対象期間の 1 日当たりの輸送量が 15 人～150 人と見込まれ、かつ、過去に 2 ヶ年度連続して 1 日当たりの実績輸送量が 15 人未満又は 150 人超ではないもの。</p> $\text{計画平均乗車密度} \times \text{計画運行回数}$ <p>ト 補助対象期間に、当該運行系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用の見込額に達しておらず、かつ、過去 2 ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えていないもの。</p> <p>チ 補助対象期間の末日 (9 月 30 日) において引き続き運行される予定のものであること (補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに地域公共交通計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の</p>	<p>1 / 2</p>

		<p>補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)</p> <p>リ 第7条第5項に規定する改善計画を実施する運行系統であつて、補助対象経費が別表2の1. に基づく補助対象経常費用の9/20に相当する上限額となる運行系統又は補助対象経費の算出にあつて別表2の5. の適用を受ける運行系統以外の運行系統にあつては、当該改善計画の期間終了時において当該改善計画で設定した目標値を達成したもの。(燃料高騰等のやむを得ない外的要因により目標値を達成しなかったと認められる場合を含む。)</p>	
--	--	---	--

(注)

1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。(小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。)

$$\text{「計画平均乗車密度」} = \text{「計画運送収入」} \div \text{「計画実車走行キロ」} \div \text{「平均賃率」}$$

2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績額がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績額に計画実車走行キロを乗じて算出する。実績額がない場合は、補助対象経常費用の11/20と活性化法法定協議会が算出する運送収入の見込額のうち、いずれか高い方の額を計画運送収入とする。

3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。)

$$\text{「平均賃率」} = \text{「停留所相互間総運賃額」} \div \text{「停留所相互間総キロ」}$$

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。

$$\text{「平均賃率」} = (\text{「運賃改定前適用の平均賃率} \times \text{日数」} + \text{「運賃改定後適用の平均賃率} \times \text{日数」}) \div \text{「総適用日数」}$$

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (補助対象経費の算出方法)

補助対象経費の算出方法	
1.	補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の $9/20$ に相当する額を限度とする。(補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。)
2.	補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。 当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 \times 当該補助対象系統の計画実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表 6 に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。(沖縄県及び離島に係る運行系統を除く。) 地域キロ当たり標準経常費用 \times 当該補助対象系統の計画実車走行キロ
3.	経常収益の見込額は、次式によって算出して得られた額以上の額とする。 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 \times 当該補助対象系統の計画実車走行キロ ただし、新設運行系統で実績額がない場合は、補助対象経常費用の見込額の $11/20$ に相当する額と活性化法法定協議会が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額とする。
4.	補助対象系統が他の運行系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の 50% 以上である場合にあっては、当該競合運行系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。 $\text{当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額} \times \left[\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right]$
5.	補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が 5 人未満の補助対象系統については、当該運行系統の輸送量を 5 人で除した数値 (端数切り捨て) を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。ただし、過去に地域公共交通計画、生活交通確保維持改善計画又は被災地域生活交通確保維持計画において補助対象となっていない運行系統であって、別表 2 5 の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす地域公共交通計画に位置付けられた補助対象系統にあっては、3 年間に限り、この限りではない。

(注)

- 「運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、運送予定者 (地域公共交通計画に運送予定者として記載された者。以下この表において同じ。) の基準期間 (※ 1) を含む過去 3 年間 (※ 3) における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロの実績値で除した 1 キロメートル当たりの経常費用 (当該期間における一時的な燃料費の高騰その他の特別の理由により算出された額をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、大臣が適当と認める額) を平均して得られた額をいう。(第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用を除く。)
- 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度 (※ 2) を含む過去 3 年間 (※ 3) における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ 1 キロメー

ル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。(第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。)

なお、大臣は、地域キロ当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができない場合には、これを補正した上で算出することとする。

3. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、運送予定者の基準期間(※1)を含む過去3年間(※3)における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。
4. 「離島」とは、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法第3条第三号に規定する離島をいう。

(※1) 基準期間とは、補助対象期間(10月1日~翌9月末日)の前々補助対象期間をいう。

(※2) 基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度(4月1日~翌3月末日)の前々々々会計年度をいう。

(※3) 過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象事業の基準)

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化法法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表 4 に定めるところにより算出される経費	<p>利便増進計画又は運送継続計画に位置づけられた運行系統であって、都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に掲載されたものの運行のうち、次のイからチまでの全てに適合するもの。</p> <p>イ 乗合バス事業者であって、活性化法法定協議会での議論を経て、第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に記載されている運送予定者による運行であること。</p> <p>ロ 道路運送法施行規則第 3 条の 3 第一号に規定する路線定期運行に係るもの。</p> <p>ハ 以下の①から③のいずれかの要件を満たすもの。</p> <p>① 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定するものとする。</p> <p>② 再編の際現に地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統となっていた一の運行系統について、再編により運行系統の途中に乗換拠点を設け、複数の運行系統に分割したもの。</p> <p>③ 地域旅客運送サービス継続事業を実施する運行系統について、運行系統の途中に乗換拠点を設け、複数の運行系統に分割したもののうち、複数市町村にまたがるもの。</p> <p>ニ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。</p> <p>① 別表 5 に定める広域行政圏の中心市町村への需要</p> <p>② 都道府県庁所在地への需要</p> <p>③ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると活性化法法定協議会が認めたものへの需要</p> <p>ホ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のもの。ただし、活性化法法定協議会が認めた場合は、平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のものとする。</p> <p>ヘ 次式によって算出される補助対象期間の 1 日当たりの輸送量が 3 人～150 人と見込まれ、かつ、過去に 2 ヶ年度連続して 1 日当たりの実績輸送量が 3 人未満又は 150 人超ではないもの。(ヘ②又はヘ③の要件を満たす</p>	1 / 2

		<p>場合を除く。）</p> <p>計画平均乗車密度 × 計画運行回数</p> <p>ト 補助対象期間に、当該運行系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用の見込額に達していないもの。ただし、利便増進計画に位置づけられた系統であって、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた運行系統を除く。</p> <p>チ 補助対象期間の末日（9月30日）（補助対象期間の途中に利便増進計画に実施予定期間として定められた期間の末日が到来する場合にあつては、その日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあつては、再編を行う日までに地域公共交通計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）</p>	
--	--	---	--

(注)

1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。（小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。）

「計画平均乗車密度」＝「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃率」
2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績額がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績額に計画実車走行キロを乗じて算出する。実績額がない場合は、補助対象経常費用の11/20と活性化法法定協議会が算出する運送収入の見込額のうち、いずれか高い方の額を計画運送収入とする。
3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。（銭単位まで算出。銭未満切り捨て。）

「平均賃率」＝「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。

「平均賃率」＝（「運賃改定前適用の平均賃率×日数」＋「運賃改定後適用の平均賃率×日数」）
 ÷「総適用日数」

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

(利便増進計画及び運送実施計画に係る補助対象経費の算出方法)

補助対象経費の算出方法
<p>1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の $9/20$ に相当する額を限度とする。(補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。)</p> <p>2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表 6 に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。(沖縄県及び離島に係る運行系統を除く。)</p> <p style="padding-left: 2em;">地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>3. 経常収益の見込額は、次式によって算出して得られた額以上の額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>ただし、新設運行系統で実績額がない場合は、補助対象経常費用の見込額の $11/20$ に相当する額と活性化法定協議会が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額とする。</p>

(注)

1. 「運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、運送予定者（地域公共交通計画に運送予定者として記載された者。以下この表において同じ。）の基準期間（※1）を含む過去3年間（※3）における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用（当該期間における一時的な燃料費の高騰その他の特別の理由により算出された額をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、大臣が適当と認める額）を平均して得られた額をいう。（第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）
2. 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（※2）を含む過去3年間（※3）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。（第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）

なお、大臣は、地域キロ当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができない場合には、これを補正した上で算出することとする。
3. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、運送予定者の基準期間（※1）を含む過去3年間（※3）における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。
4. 利便増進計画又は運送継続計画に地域間幹線系統と位置付けられた補助対象系統における補助対象経費の額は、次式により計算して得られた額をいう。

「別表 2 により算出した補助対象経費の額」＋

(「別表 4 により算出した補助対象経費の額」－「別表 2 により算出した補助対象経費の額」)

×

$$\left(\frac{\text{活性化法第 2 条第十三号に規定する地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程及び又は同条第十一号に規定する地域旅客運送サービス継続事業を実施する区域におけるキロ程}}{\text{補助対象系統のキロ程}} \right)$$

5. 「離島」とは、離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法第 3 条第三号に規定する離島をいう。

(※1) 基準期間とは、補助対象期間（10月1日～翌9月末日）の前々補助対象期間をいう。

(※2) 基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度（4月1日～翌3月末日）の前々々会計年度をいう。

(※3) 過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

別表5 (別表1・3 関連)

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (広域行政圏の中心市町の一覧表)

北海道	東北						北陸信越				関東
北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	秋田県	山形県	新潟県	長野県	富山県	石川県	茨城県
滝川市 富良野市 紋別市 帯広市 網走市 留萌市 稚内市 士別市 名寄市 深川市 函館市 静内町 浦河町 室蘭市 岩見沢市 釧路市 苫小牧市 小樽市 倶知安町 旭川市 江差町 北檜山町 根室市 中標津町 札幌市	弘前市 八戸市 五所川原市 青森市 むつ市 十和田市	盛岡市 水沢市 久慈市 一関市 花巻市 北上市 釜石市 大船渡市 宮古市 二戸市	石巻市 白石市 角田市 築館町 古川市 迫町 気仙沼市 仙台市	白河市 原町市 相馬市 喜多方市 二本松市 会津若松市 富岡町 郡山市 須賀川市 福島市 田島町	湯沢市 横手市 本荘市 鷹巣町 能代市 鹿角市 大曲市 秋田市 大館市	新庄市 米沢市 寒河江市 鶴岡市 酒田市 村山市 山形市	三条市 燕市 柏崎市 新発田市 上越市 糸魚川市 十日町市 六日町 両津市 佐和田町 長岡市 小出町 新潟市 五泉市 村上市 新井市	小諸市 佐久市 飯田市 木曾福島町 伊那市 中野市 飯山市 大町市 松本市 上田市 長野市 岡谷市 諏訪市 茅野市	砺波市 魚津市 磐田市 高岡市 富山市 新湊市	七尾市 羽咋市 輪島市 小松市 金沢市	下館市 古河市 大宮町 水戸市 ひたちね市 笠間市 土浦市 石岡市 鉾田町 水海道市 日立市 龍ヶ崎市 つくば市

関東							中部				
栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	福井県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
栃木市 真岡市 今市市 足利市 鹿沼市 烏山町 宇都宮市 小山市 大田原市 黒磯市 矢板市	沼田市 高崎市 太田市 伊勢崎市 渋川市 富岡市 前橋市 中之条町 藤岡市 桐生市	秩父市 本庄市 熊谷市 深谷市 東松山市	茂原市 木更津市 東金市 館山市 佐原市 銚子市 八日市場市 旭市 勝浦市 大多喜町 大原町 成田市 佐倉市 印西市	青梅市	小田原市 津久井町	富士吉田市 都留市 大月市 市川大門町 増穂町 韮崎市 塩山市 山梨市 甲府市 櫛形町 石和町	福井市 武生市 鯖江市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市	高山市 美濃加茂市 中津川市 恵那市 関市 大垣市 八幡町 多治見市 岐阜市 揖斐川町 萩原町	掛川市 島田市 磐田市 浜松市 沼津市 下田市 静岡市 焼津市 藤枝市 富士市 天竜市	新城市 豊川市 蒲郡市 西尾市 豊田市 岡崎市 豊橋市	上野市 松阪市 熊野市 伊勢市 津市 尾鷲市 大台町 鈴鹿市 桑名市 四日市市

近畿					中国					四国	
滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県
彦根市 近江八幡市 八日市市 今津町 水口町 大津市	宮津市 峰山町 福知山市 舞鶴市 綾部市 亀岡市 園部町 木津町	豊岡市 八鹿町 和田山町 西脇市 小野市 加西市 洲本市 相生市 赤穂市 篠山市 山崎町 姫路市 龍野市 柏原町 加古川市 高砂市	桜井市 王寺町 大和高田市 五條市 天理市 橿原市	御坊市 田辺市 新宮市 橋本市 有田市 和歌山市	倉吉市 鳥取市 米子市	出雲市 益田市 松江市 浜田市 西郷町 大田市	津山市 新見市 勝山町 落合町 久世町 高梁市 美作町 笠岡市 井原市 岡山市 倉敷市 玉野市 総社市 備前市 和気町	三次市 庄原市 加計町 千代田町 吉田町 竹原市 福山市 府中市 三原市 東広島市 尾道市 因島市 広島市 大竹市 呉市 江田島町	宇部市 小野田市 美祇市 萩市 柳井市 山口市 防府市 下関市 岩国市 徳山市 下松市 光市 新南陽市 長門市	池田町 鴨島町 脇町 徳島市 阿南市	観音寺市 大内町 津田町 土庄町 丸亀市 善通寺市 高松市 坂出市

四国		九州							沖縄
愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄
宇和島市 八幡浜市 大洲市 今治市 松山市 新居浜市 西条市 東予市 川之江市 伊予三島市	中村市 安芸市 須崎市 高知市 土佐市 本山町 佐川町	八女市 筑後市 行橋市 豊前市 久留米市 大牟田市 柳川市 甘木市 飯塚市 直方市 田川市	唐津市 佐賀市 武雄市 鹿島市 鳥栖市 伊万里市	島原市 諫早市 福江市 佐世保市 上五島町 有川町 郷ノ浦町 長崎市 厳原町 平戸市 松浦市	人吉市 玉名市 一の宮町 本渡市 山鹿市 八代市 熊本市 宇土市 菊池市 水俣市	日田市 玖珠町 佐伯市 豊後高田市 宇佐市 中津市 国東町 大分市 別府市 臼杵市 三重町 竹田市	都城市 小林市 延岡市 日向市 宮崎市 日南市 西都市 高鍋町	出水市 川内市 加世田市 指宿市 鹿屋市 国分市 鹿児島市 名瀬市 西之表市	平良市 名護市 石垣市 沖縄市 那覇市

(平成13年3月31日現在)

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (補助ブロック一覧表)

ブロック名	適用地域	備考
北北海道	旭川、帯広、釧路及び北見運輸支局管内	
南北海道	札幌、函館及び室蘭運輸支局管内	
東北	青森県、岩手県、宮城県及び福島県	
羽越	秋田県、山形県及び新潟県	
長野	長野県	
北関東	群馬県、栃木県及び茨城県	
千葉	千葉県	
武蔵・相模	埼玉県、東京都三多摩地区及び神奈川県	京浜及び山梨・静岡ブロックに属する地域を除く。
京浜	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、川崎市及び横浜市	
山梨・静岡	山梨県、静岡県及び神奈川県西部	
東海	愛知県、三重県及び岐阜県	
北陸	福井県、石川県及び富山県	
北近畿	滋賀県、京都府及び兵庫県	京阪神ブロックに属する地域を除く。
南近畿	奈良県及び和歌山県	
京阪神	大阪府、京都府（京都市を含む大阪府に隣接する地域）及び兵庫県（神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域）	
山陰	鳥取県及び島根県	
山陽	岡山県、広島県及び山口県	
四国	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県	
北九州	福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県	
南九州	熊本県、宮崎県及び鹿児島県	
沖縄	沖縄県	

地域公共交通確保維持改善事業実施要領

	平成23年	4月	1日	国総計第	5号
				国鉄財第	4号
				国鉄業第	4号
				国自旅第	20号
				国海内第	8号
				国空環第	5号
改正	平成23年	6月	1日	国総計第	23号
				国空事第	119号
改正	平成23年	8月	31日	国総支第	9号
				国自旅第	30号
改正	平成23年	12月	5日	国総支第	34号
改正	平成24年	5月	21日	国総支第	12号
				国自旅第	101号
改正	平成24年	11月	19日	国総支第	44号
				国自旅第	326号
改正	平成25年	5月	8日	国総支第	9号
				国鉄事第	29号
				国自旅第	22号
				国海内第	11号
				国空環第	14号
改正	平成25年	11月	29日	国総支第	62号
改正	平成26年	3月	28日	国総支第	88号
				国自旅第	620号
				国海内第	94号
				国空環第	95号
改正	平成26年	5月	21日	国総支第	13号
改正	平成27年	4月	9日	国総支第	67号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	328号
				国自旅第	379号
				国海内第	119号
				国空環第	90号
改正	平成28年	3月	31日	国総支第	61号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	471号
				国自旅第	408号
				国海内第	137号

		国空事第7273号
		国空環第 77号
改正	平成28年11月28日	国総支第 46号
		国鉄都第 76号
		国鉄事第201号
		国自旅第211号
		国海内第111号
		国空環第 57号
改正	平成29年 6月 9日	国総支第 16号
		国鉄都第 37号
		国鉄事第 58号
		国自旅第 50号
		国海内第 40号
		国空事第209号
改正	平成29年 8月 2日	国総支第 32号
		国自旅第104号
改正	平成30年10月25日	国総支第 34号
		国総安政第66号
		国空事第882号
改正	平成31年 2月25日	国総支第 47号
		国鉄都第129号
改正	令和 2年 2月 5日	国総地第 58号
		国総交第 98号
改正	令和 2年 4月 2日	国総地第 81号
		国鉄都第266号
		国自旅第335号
改正	令和 2年 6月22日	国総地第 33号
		国総安政第22号
改正	令和 2年 7月 1日	国総地第 35号
		国自旅第 79号
改正	令和 3年2月16日	国総地第 98号
		国鉄事第635号
		国自旅第408号
		国海内第209号
		国空事第1628号
改正	令和 3年 4月 1日	国総地第122号
		国自旅第505号
改正	令和 4年 2月15日	国総地第 62号
		国鉄総第384号

				国鉄都第156号
				国自旅第463号
				国自技環第159号
				国海内第271号
改正	令和	4年	2月18日	国総地第64号
				国鉄事第633号
				国自旅第467号
				国海内第274号
				国空事第1318号
改正	令和	4年	3月30日	国総地第76号
				国自旅第517号
改正	令和	4年	5月23日	国総地第20号
				国自旅第54号
改正	令和	4年	6月6日	国総地第24号
				国自旅第66号
				国自技環第27号
改正	令和	5年	3月3日	国総地第92号
				国自旅第477号
改正	令和	5年	3月24日	国総地第110号
				国鉄総第493号
				国鉄都第217号
				国鉄事第834号
				国自旅第529号
				国自技環第209号
				国海内第242号
				国空事第1250号
改正	令和	5年	3月28日	国総地第122号

この実施要領は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付等地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 共通事項

(1) 地域公共交通計画の策定について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）のうち、陸上交通の確保維持事業に係るものを策定する場合には、とりわけ当該事業

が地域の様々なモードの交通に関係することから、当該事業に係る地域公共交通計画には、地域の生活交通の望ましいあり方から導き出される、地域において目指す地域間、地域内の生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性が明示されることが必要であるとともに、この考え方や方向性を前提として、本事業により確保維持すべき生活交通の具体的内容が定められることが必要である。

なお、活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）等にも、当該地域において目指す生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性、具体的な目標等が明記されることとなるところ、交付要綱において確保維持改善計画に記載する事項とされている事項のうち、地域公共交通計画や利便増進計画等に記載のあるものは、それを活用しつつ、不足する事項を追記又は記載した書類を添付することをもって、地域公共交通計画や利便増進計画等を交付要綱に定めた確保維持改善計画として取り扱う。

（２）協議会について

交付要綱第3条第1項において協議会の構成員を定めているが、同項第四号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の实情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、計画策定のために新たに設置する必要はなく、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、確保維持改善計画の策定に必須となる関係者が実質的に参加していればよい（ただし、交付要綱に特別の定めがある場合にあっては、この限りでない。）。

さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市町村単位又は輸送機関単位、確保維持事業とバリア解消促進等事業といった事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることもよい。

なお、当該地域において交付要綱第3条第2項に規定する活性化法法定協議会を設置する場合には、地域公共交通計画や利便増進計画等に係る議論と地域公共交通確保維持改善事業の実施に係る議論は一体的に行われ、これらの計画を推進し、地域公共交通ネットワークを再構築するため、効果的な支援が行われるようにすべきものであることにも留意する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業について

（１）陸上交通に係る確保維持事業

①地域公共交通計画の認定申請日等

ア. 申請日

交付要綱第8条第2項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する地域公共交通計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合は次の1）～4）に掲げる場合とし、大臣が指定する日はそれぞれに規定する日とする。

1) 利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合
利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象事業の基準の特例（以下「利便増進特例等」という。）の適用を初めて受けて補助金の交付を受けようとする会計年度（以下①において「初年度」という。）にあつては、適用開始月の前月10日とし、利便増進特例等に係る2年目以降の会計年度においては、各会計年度の前年度の6月30日とする。ただし、初年度の利便増進特例等の適用開始月が8月又は9月であつて、当該特例に係る認定申請日が2年目に係る認定申請期限を過ぎている場合にあつては、2年目に限り、1年目の認定申請と同時とする。

2) 補助金の交付を受けようとする前年度に交付要綱第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

3) 地域独自の実証運行を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

4) 交付要綱附則第20条により準用することとされた第109条の規定により特定被災地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

イ. 認定を行う日

ア. の申請に対する認定を行う日として交付要綱第10条第1項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する大臣が別途指定する日は、次の1)又は2)に掲げる場合ごとにそれぞれに規定する日までとする。

1) ア. 1) の場合

利便増進特例等の適用開始月の前月末（初年度の利便増進特例等の適用開始月が8月又は9月である場合の2年目にあつては、2年目の補助対象期間の開始前）

2) ア. 2)～4) の場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日

②協議会について

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設

の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあつてはサービス提供時間）の10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。

③企画競争その他これに準ずる競争性のある方法による運送予定者の選定について

地域公共交通計画策定に伴い運送予定者を選定するに当たっては、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わねばならないことを交付要綱第7条第4項（第18条において準用する場合を含む。）において定めている。これは、事業者選定に当たっては、価格だけでなく、サービスの品質や地域のニーズに沿った運行、安全性の確保などを総合的に考慮して、企画競争等により選定し、選定の意思決定について不透明な行為を抑止し、地域への説明責任を果たすことを目的とするものであって、その選定方法については企画競争に限定するものではない。

また、地方部などにおいては見込まれる運送予定者が1者である場合もありうるが、そのような場合においても、HP掲載により一定期間公募を行う等競争性のある手続きを実施する必要がある。

なお、利便増進計画又は運送継続計画には地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）又は地域旅客運送サービス継続事業（以下「サービス継続事業」という。）の実施主体を記載することとされており、地域公共交通計画の策定段階においては運送予定者を選定済みであることも考えられる。このため、この場合については、交付要綱第7条第4項に規定する「これに抛りがたい事情」に該当するものとし、利便増進計画又は運送継続計画に実施主体として記載された者を運送予定者として記載することができるものとする。

④同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲について

複数の運行系統がある場合に主系統とそれ以外の系統を比較した場合の差異が下記の基準の範囲内となっている場合は、両系統は同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

なお、主系統とは、補助対象系統を構成する運行系統群のうち、最も運行回数が多いもの（運行回数が同数の運行系統が複数ある場合は、最もキロ程が短いもの）をいう。

【同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準】

ア. 基本的な取り扱い

1) 主系統のキロ程が10km未満の場合

主系統と異なる区間のキロ程が1km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

2) 主系統のキロ程が10km以上の場合

主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10%以内かつ10km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

イ. 活性化法法定協議会が特に認める場合の取り扱い

上記ア. の基準は満たさないものの、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認める運行系統については、上記ア. の「1km以内」を「2km以内」、「10%以内かつ10km以内」を「20%以内かつ20km以内」に、それぞれ読み替えて適用する。

⑤地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における輸送量の算出等について

ア. 活性化法法定協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた運行系統の「平日」の取り扱いについて

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における「平日」、「土曜」、「日曜祝日」の「運行回数」及び「運行日数」については、補助対象事業者が停留所に掲示する時刻表における「平日ダイヤ」、「土曜ダイヤ」、「日曜祝日ダイヤ（平日ダイヤ及び土曜ダイヤ以外の全てのダイヤを含むものとする。）」の各区分に対応する「運行回数」及び「運行日数」によることを原則とする。

この場合において、年末年始、お盆、学校休業日等の輸送需要が一時的に減少する場合や、イベント等で需要が一時的に増加する場合であって、活性化法法定協議会が認める場合は、暦上は「平日」、「土曜」、「日曜祝日」に該当する場合であっても、異なる区分によるものとする。

(例1. 暦上の日曜日に通常の日曜日よりも増便して「平日ダイヤ」で運行する場合／例2. 暦上は国民の祝日に該当しない金曜日に通常の日曜日よりも少ない「日曜祝日ダイヤ」で運行する場合)

イ. 天災その他やむを得ない事情がある場合について

実際には運行を行っていない場合であっても運行したものとみなして算出した値（「みなし値」）を例外的に使用することとし、他に定める場合を除き、具体的には以下の場合が該当するものとする（なお、年末年始やお盆、学校休業日等の一時的に輸送需要が減少する期間の減便・運休については、「天災その他やむを得ない事情がある場合」には該当しないことから、必要に応じ活性化法法定協議会において「平日1日当たりの運行回数が3回以上」で足りるものと認めるか否か協議し、認める場合には、地域間幹線系統に係る地域公共交通計画に記載すること。）。

【天災その他やむを得ない事情がある場合】

- ・地震、津波、台風、洪水その他の天災に起因する場合
- ・交通事故に起因する場合
- ・交通規制に起因する場合
- ・国、地方公共団体その他の行政機関からの要請に起因する場合
- ・感染症の流行、ストライキその他の原因による乗務員、運行管理者、整備管理者その他の運行上必要な従業員の一時的な不足に起因する場合
- ・天災等に伴う燃料の供給の不足に起因する場合
- ・その他大臣がやむを得ない事情による運休と認める場合

ウ. 運行回数及び運行日数について

1) 様式第1-1～4に添付する「表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）」の記載について

a. 計画運行日数について

補助対象期間中の総計画運行日数を記載する。なお、うるう年の処理は十分注意すること。

b. 計画運行回数について

補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを（ ）内に記載する。

2) 「様式第1-5」の記載について

運行回数については、1日平均運行回数（活性化法法定協議会が、平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りるものと認めた場合は、平日1日当たり平均運行回数）の実績を記載すること。

3) 「様式第1-8」の「4. 地域間系統の運行状況」の記載について

a. 計画運行日数について

補助対象期間中の総計画運行日数を記載する。

b. 実績運行日数について

原則として、補助対象期間中の総実績運行日数を記載する。なお、同期間中に上記イ. の天災その他やむを得ない事情がある場合に終日運休した場合には、「みなし値」を記載する。

c. 計画運行回数について

補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。

d. 実績運行回数について

原則として、補助対象期間中の全暦日数における総実績運行回数を記載する。なお、同期間中に上記イ. の天災その他やむを得ない事情が認められ、減便・運休した場合には、該当する運休回数を「ル」欄に記載することとする。

エ. 利便増進計画に係る補助対象事業の基準の特例（以下「利便増進特例」という。）について

1) 利便増進特例が適用される運行系統について

交付要綱第6条第2項の「利便増進計画に地域間幹線系統と位置付けられた運行系統」（第20条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合について同じ。）及び第16条第2項の「利便増進計画に基づいて、地域内フィーダー系統と位置付けられた運行系統」とは、認定を受けた利便増進計画に活性化法第2条第十三号イの事業（形状等の変更を伴わないものを除く。）、活性化法第2条第十三号ロの事業又は活性化法第2条第十三号ハの事業のいずれかに該当する事業の内容となるものとして位置付けられたものであって、少なくともその起点又は終点のいずれか（ゾーンバス化により特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、乗継拠点）が利便増進計画の区域内に存する運行系統とする。

2) 利便増進特例を受けようとする場合の取り扱いについて

主系統と、主系統以外の運行系統であって上記④ア. 又はイ. の基準を満たす運行系統（以下「他系統」という。）がある場合であって、次のa. ～c. に掲げる場合には、それぞれに規定する取り扱いとする。

なお、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱わない場合においては、主系統と他系統のそれぞれについて、利便増進特例の適用有無に応じて、交付要綱第6条第1項又は同条第2項の規定により補助対象経費を算出するものとする。

a. 主系統と他系統のそれぞれについて活性化法第2条第十三号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合

主系統を利便増進特例として交付要綱第6条第2項の規定により補助対象経費を算定するものとする。

b. 主系統のみについて活性化法第2条第十三号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合

主系統を交付要綱第6条第1項の規定により補助対象経費を算定するものとする。

なお、主系統のみについて活性化法第2条第13号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱わない場合は、主系統のみ利便増進特例として交付要綱第6条第2項の規定により補助対象経費を算定することとなる。

c. 他系統のみについて活性化法第2条第十三号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合

主系統を交付要綱第6条第1項の規定により補助対象経費を算定するものとする。

オ. 交付要綱附則第4条に基づく東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統確保維持事業の特例に係る様式における輸送量の算出等については、上記ア. からウ. を準用する。

カ. 被災地域生活交通確保維持計画の認定申請について

交付要綱附則第7条に基づく別表28において定める「応急仮設住宅」及び「災害公営住宅」については、関係地方公共団体における公表等又は関係地方公共団体への確認により把握した応急仮設住宅への入居状況に基づき、認定申請時点において入居者が認められるものとする。

また、被災地域生活交通確保維持計画の認定申請時において、対象となる応急仮設住宅、災害公営住宅及びその入居状況を整理した資料一覧並びに補助対象系統が対象となる応急仮設住宅及び災害公営住宅から直線で1キロメートル以内を經由して運行することを図示した資料を添付するものとする。

さらに、特に、応急仮設住宅については、定期的に入居状況及び集約・撤去状況を把握することとし、補助対象事業期間中、補助対象系統において1キロメートル以内を經由する応急仮設住宅が1戸以上存在しない場合（入居者が認められない場合も含む。）には、交付要綱附則第11条第1項及び第10条第1項の規定により被災地域生活交通確保維持計画及び地域公共交通計画の変更申請を行うものとする。

キ. 熊本地震被災市町村に係る生活交通確保維持改善計画の認定申請について

上記カ.の規定は、熊本地震被災市町村に係る生活交通確保維持改善計画の認定申請についても準用する。この場合において、上記カ.中「附則第7条に基づく別表28」とあるのは、「平成29年8月2日改正附則第2条に基づく附則別表2」と、「応急仮設住宅」及び「災害公営住宅」とあるのは、「応急仮設住宅」と、「被災地域生活交通確保維持計画」及び「被災地域生活交通確保維持計画及び地域公共交通計画」とあるのは、「地域公共交通計画」と、「応急仮設住宅、災害公営住宅」及び「応急仮設住宅及び災害公営住宅」とあるのは、「応急仮設住宅」と読み替えるものとする。

また、生活交通確保維持改善計画の認定申請にあたっては、平成29年8月2日改正附則第2条に基づく附則別表2において定める「熊本地震発生後から平成28年度予算に係る補助対象期間の末日（平成28年9月30日）までにおける経常収支が当該地震により悪化したものと認められるもの」が確認できる書類を加えて添付するものとする。ただし、平成31年度予算以降に係る地域公共交通計画の認定申請にあつては、これを添付することを省略することができる。

⑥政令指定都市等が専らその運行を支援する地域内フィーダー系統について

「政令指定都市、中核市及び特別区が専らその運行を支援するもの」（交付要綱別表7補助対象事業の基準ハ①関係）については、政令指定都市、中核市及び特別区が地元負担額の8割を超える額を負担する場合には、「政令指定都市等が専らその運行を支援」に該当するものとして取り扱う。

⑦新たに運行を開始する地域内フィーダー系統について

ア. 実証運行を行った運行系統に係る取り扱い

地域内フィーダー系統の補助対象事業の基準のうち「当該補助対象期間中に新たに運行を

R6(2024)年度 運行事業者と対象系統、対象市町一覧

通し No.	事業者別 No.	事業者名	運行概要		備 考	対象市町	
			運行期間	運行区間			
1	1	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮駅・日光東照宮	R2年度車両減価償却費補助金対象系統	宇都宮市、日光市(旧今市市、旧日光市)	宇都宮市 鹿沼市 日光市 真岡市 大田原市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 市貝町 芳賀町 塩谷町 那須町 那珂川町
2	2	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮駅・今市車庫	R2年度車両減価償却費補助金対象系統	宇都宮市、日光市(旧今市市)	
3	3	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮駅・船生		宇都宮市、日光市(旧今市市)、塩谷町	
4	4	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所		宇都宮市、鹿沼市	
5	5	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮駅・運転免許センター・榎木車庫		宇都宮市、鹿沼市	
6	6	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮駅・石橋駅		宇都宮市、下野市、上三川町	
7	7	関東自動車株	R5(2023).10.1～	駒生営業所・玉生車庫		宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町、旧上河内町)、塩谷町	
8	8	関東自動車株	R5(2023).10.1～	駒生営業所・田原・今里		宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町、旧上河内町)	
9	9	関東自動車株	R5(2023).10.1～	駒生営業所・田原・グリーンタウン		宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町)	
10	10	関東自動車株	R5(2023).10.1～	駒生営業所・屋板・上三川車庫		宇都宮市、上三川町	
11	11	関東自動車株	R5(2023).10.1～	駒生営業所・本郷台西汗		宇都宮市、上三川町	
12	12	関東自動車株	R5(2023).10.1～	石橋駅・真岡営業所		下野市、真岡市、上三川町	
13	13	関東自動車株	R5(2023).10.1～	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	R2年度車両減価償却費補助金対象系統	宇都宮市、真岡市	
14	14	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	R2年度車両減価償却費補助金対象系統	宇都宮市、真岡市、芳賀町	
15	15	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮東武・益子駅前		宇都宮市、芳賀町、市貝町、益子町	
16	16	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前		宇都宮市、芳賀町、市貝町、益子町	
17	17	関東自動車株	R5(2023).10.1～	氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫		さくら市、那須烏山市、那珂川町	
18	18	関東自動車株	R5(2023).10.1～	西那須野駅・馬頭車庫		那須塩原市、大田原市、那珂川町	
19	19	関東自動車株	R5(2023).10.1～	西那須野駅・五峰の湯		那須塩原市(旧黒磯市)、大田原市	
20	20	関東自動車株	R5(2023).10.1～	大田原市役所・五峰の湯		大田原市(旧大田原市、旧黒羽町)	
21	21	関東自動車株	R5(2023).10.1～	那須塩原駅・那須湯本温泉		那須塩原市、那須町	
22	22	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口		宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内市)	
23	23	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮駅・篠井ニュータウン・日光東照宮	宇都宮駅・日光東照宮のみなし系統	宇都宮市、日光市(旧日光市、旧今市市)	
24	24	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮駅・篠井ニュータウン・JR日光駅	宇都宮駅・日光東照宮のみなし系統	宇都宮市、日光市(旧日光市、旧今市市)	
25	25	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮駅・JR日光駅	宇都宮駅・日光東照宮のみなし系統	宇都宮市、日光市(旧日光市、旧今市市)	
26	26	関東自動車株	R5(2023).10.1～	宇都宮駅・篠井ニュータウン・今市車庫	宇都宮駅・今市車庫のみなし系統	宇都宮市、日光市(旧今市市)	
27	27	関東自動車株	R5(2023).10.1～	駒生営業所・健康の森・上三川車庫	駒生営業所・屋板・上三川車庫のみなし系統	宇都宮市、上三川町	
28	1	ジェイアールバス関東株	R5(2023).10.1～	西那須野～塩原温泉		那須塩原市(旧西那須野町、旧塩原町)	那須塩原市
29	1	日光交通株	R5(2023).10.1～	鬼怒川温泉駅～イオン今市		日光市(旧藤原町、旧今市市)	日光市
30	2	日光交通株	R5(2023).10.1～	鬼怒川温泉駅～獨協医大日光医療センター	鬼怒川温泉駅～イオン今市のみなし系統	日光市(旧藤原町、旧今市市)	
31	3	日光交通株	R5(2023).10.1～	鬼怒川温泉駅～下今市駅	鬼怒川温泉駅～イオン今市のみなし系統	日光市(旧藤原町、旧今市市)	

【別紙様式】対象系統に係る意見について

栃木県

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか		
				その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)	
1	関東自動車㈱	宇都宮駅・日光東照宮	有	無	宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
2	関東自動車㈱	宇都宮駅・今市車庫	有	無	宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
3	関東自動車㈱	宇都宮駅・船生	有	無	宇都宮市、日光市及び塩谷町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
4	関東自動車㈱	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	有	無	宇都宮市及び鹿沼市での通勤、通学、買物や運転免許センターへの重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
5	関東自動車㈱	宇都宮駅・運転免許センター・楡木車庫	有	無	宇都宮市及び鹿沼市での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
6	関東自動車㈱	宇都宮駅・石橋駅	有	無	宇都宮市及び下野市での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
7	関東自動車㈱	駒生営業所・玉生車庫	有	無	宇都宮市及び塩谷町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
8	関東自動車㈱	駒生営業所・田原・今里	有	無	宇都宮市(旧宇都宮市、旧内河町、旧上河内町)での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
9	関東自動車㈱	駒生営業所・田原・グリーンタウン	有	無	宇都宮市(旧宇都宮市、旧内河町)での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
10	関東自動車㈱	駒生営業所・屋敷・上三川車庫	有	無	宇都宮市及び上三川町での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
11	関東自動車㈱	駒生営業所・本郷西汗	有	無	宇都宮市及び上三川町での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
12	関東自動車㈱	石橋駅・真岡営業所	有	無	下野市、真岡市及び上三川町での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
13	関東自動車㈱	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	有	無	宇都宮市及び真岡市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
14	関東自動車㈱	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	有	無	宇都宮市、真岡市及び芳賀町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
15	関東自動車㈱	宇都宮東武・益子駅前	有	無	宇都宮市、芳賀町、市貝町及び益子町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段と考えられるため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
16	関東自動車㈱	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	有	無	宇都宮市、芳賀町、市貝町及び益子町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段と考えられるため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
17	関東自動車㈱	氏家駅・馬頭高杖・馬頭車庫	有	無	さくら市、那須烏山市及び那珂川町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
18	関東自動車㈱	西那須野駅・馬頭車庫	有	無	那須塩原市、大田原市及び那珂川町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
19	関東自動車㈱	西那須野駅・五峰の湯	有	無	那須塩原市及び大田原市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
20	関東自動車㈱	大田原市役所・五峰の湯	有	無	大田原市での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
21	関東自動車㈱	那須塩原駅・那須湯本温泉	有	無	那須塩原市及び那須町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
22	関東自動車㈱	宇都宮駅東口・上野田地・岡本駅西口	有	無	宇都宮市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
23	関東自動車㈱	宇都宮駅・篠井ニュータウン・日光東照宮	有	無	宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
24	関東自動車㈱	宇都宮駅・篠井ニュータウン・JR日光駅	有	無	宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
25	関東自動車㈱	宇都宮駅・JR日光駅	有	無	宇都宮市及び日光市での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
26	関東自動車㈱	宇都宮駅・篠井ニュータウン・今市車庫	有	無	宇都宮市及び日光市での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
27	関東自動車㈱	駒生営業所・健康の森・上三川車庫	有	無	宇都宮市及び上三川町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
28	ジェイアールバス関東㈱	西那須野～塩原温泉	有	無	那須塩原市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
29	日光交通㈱	鬼怒川温泉駅～イオン今市	有	無	日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
30	日光交通㈱	鬼怒川温泉駅～獨協大日光医療センター	有	無	日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
31	日光交通㈱	鬼怒川温泉駅～下今市駅	有	無	日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。

※「当該系統の必要性の有無」欄及び「乗合バス事業者との協力関係の有無」欄には、「有」又は「無」に○印を付すること。